

秘密保持契約書

_____ (以下「甲」という) と株式会社ビーブレイン (以下「乙」という) とは、甲から開示される情報の秘密保持に関し、以下のとおり合意いたします。

第1条 (秘密情報)

1. 本契約において秘密情報とは、乙が業務の遂行上知り得た甲の事業内容、営業上、技術上の情報、甲の登録者及びその個人等の一切の情報とします。
2. 前項に拘わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後甲の責によらずして公知となったもの。
 - (2) 開示の時点ですでに乙が保有しているもの。
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく乙が正当に入手したもの。
 - (4) 開示された情報によらずして、乙が独自に開発したもの。

第2条 (秘密保持)

1. 乙は、甲から開示された秘密情報の秘密を保持し、本目的のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、乙は、秘密情報の開示のために甲から受領した資料 (電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という) を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
2. 前項にかかわらず、以下の各号の場合は、乙は、甲の事前の承認を得て秘密情報および秘密資料を第三者に開示、提供できるものとします。
 - (1) 乙が、本契約と同等の義務を書面で課して、本目的にかかわる作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合
 - (2) 法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、開示、提供する場合
3. 乙は、甲の事前の承認を得て秘密資料を複製できるものとします。

第3条 (使用目的)

乙は、甲から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ限定して使用するものとし、その他の目的に使用しないものとします。

第4条 (秘密資料の返却)

甲は、乙から要求があった時あるいは契約終了時には、本目的で受領した秘密資料を甲に返却、または破棄もしくは消去するものとし、また第2条第3項に基づいて作成した複製物を破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、第2条に定める秘密保持義務は、有効に存続するものとします。

第5条（関係者への遵守徹底）

乙は、甲の秘密情報を知ることとなる自己の役員、従業員に、本契約の内容を遵守させるものとしします。

第6条（損害賠償等）

乙は本契約の条項に違反し、甲に対し損害を与えた場合には、甲に対して損害賠償額を支払わなければならない。但し、実損金額が算定出来る場合には、その実損金額を限度として甲乙協議の上、賠償額を取り決めるものとしします。

第7条（再委託）

1. 乙は本目的に係る作業の一部又は全部を第三者に委託する場合は、事前に甲の承諾を得るものとしします。
2. 乙が前項に基づき本件業務の一部又は全部を第三者に再委託する場合には、乙は本契約に基づく甲との義務を当該第三者に対しても遵守させるとともに、当該第三者がこれに違反したことあるいは当該第三者の責に帰すべき理由により乙に損害を与えたこと等に関する一切の責任を負うものとしします。

第8条（個人情報の保護）

1. 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、当該業務に関連して相手方から開示された個人情報に関する秘密を、当該業務の期間中はもとより、当該業務の終了後も第三者に対しては開示、漏えいしないものとする。
2. 甲及び乙は、当該業務における個人情報の授受、その他個人情報の保護に関し互いに相手方からの問合せ・要求等に速やかに対応するため、それぞれの窓口責任者を指名の上、相手方に通知するものとする。なお、これに変更のある場合も同様とする。
3. 乙は当該業務を実施するに当たり、甲から委託を受けた個人情報を厳格に管理し、漏えい、滅失又はき損、法令違反等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。
4. 乙は当該業務を実施するうえで甲より委託を受けた個人情報を利用する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、当該業務の目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。
5. 乙は、甲より委託を受けた個人情報を第三者に提供してはならない。但し、甲の指示がある場合は、甲の指示に従うものとする。
6. 乙は、当該個人情報について複製、改変が必要な場合は、事前に甲に報告し承諾を得るものとする。
7. 乙は、当該業務の終了後、すみやかに甲に報告するとともに、個人情報を返却する。但し、甲の指示がある場合は、甲の指示に従った処置を行うものとする。
8. 甲は、当該業務における契約内容の遵守状況及び個人情報の利用・管理状況について、随時乙から報告を求めることができる。また必要に応じ、甲は乙の事業所・事務所等に立ち入り、検査できるものとする。

第9条（本業務遂行上の義務）

1. 乙は、信義に従い誠実に本業務を遂行するものとする。
2. 乙は、万一本業務を遂行することが不可能となった場合は、直ちにその旨を甲に報告し、対処方法を協議するものとする。
3. 乙は、受託郵便物に異常や瑕疵を発見した場合は、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示に従い対処するものとする。
4. 乙は、甲からの請求があったときには、本業務の遂行状況に関し、速やかに報告しなければならない。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲または乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - 1) 甲または乙（甲または乙の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であった場合。
 - 2) 甲または乙が、反社会的勢力と人的、資本的または経済的（不当な利益供与を行う経済取引を含む。）に関係があると認められる場合。
 - 3) 甲または乙が、自ら反社会的勢力であることを標榜し、または自らの関係者が反社会的勢力であると標榜する場合。
 - 4) 甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - 5) 甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - 6) 甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある場合。
 - 7) 甲または乙が、自らあるいは第三者を利用して、違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合。
 - 8) 甲または乙が、継続して、あるいは反復して法令に違反し、または公序良俗に反する行為や事業を行っている、あるいは、そのような行為や事業が明らかとなった場合。
2. 甲または乙は、本条の規定により、本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合、解除した当事者である甲または乙が被った損害について、被解除当事者となる相手方に賠償請求することができる。
3. 甲または乙は、本条に基づく契約解除により被解除当事者となる相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。
4. 乙は、本業務について、当該業務を第三者に再委託する場合、再委託する第三者にも、本条各項の規定を遵守させるものとする。

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、本契約の期間満了の一ヶ月前迄に甲乙何れからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は更に1年間延長され、以降も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、第2条及び第4条は本契約終了後も有効に存続するものとします。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

甲：

乙：名古屋市西区城西四丁目27番20号
株式会社ビーブレイン
代表取締役 服部 弘幸